

個人情報を記載する書類の誤交付について

このたび、当センター障がい者歯科において、患者 A 氏に患者 B 氏の個人情報が記載された入院診療計画書（以下「書類」という。）を誤交付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたことをお詫び申し上げるとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

- ・患者 B 氏の氏名、病名、症状、性別、生年月日、患者 ID、入院診療計画等

2 事案の経過

○令和 5 年 4 月 27 日

- ・障がい者歯科を受診された外来患者 A 氏に対し、主治医が誤って他人である患者 B 氏の書類を手交し、説明を受けた旨のサインを徵し、原本を患者 A 氏に、写しを当センターに保管した。

○令和 5 年 5 月 25 日

- ・当センターの非常勤職員から、患者が退院して約 1 か月後に行う法定チェック時に、スキャンした書類に印字された患者氏名とサインに相違がある旨の連絡があり、書類の誤交付が判明した。
- ・主治医から患者 A 氏あて電話にて謝罪し、了承を得た。

○令和 5 年 5 月 26 日

- ・病院職員が患者 A 氏宅を訪問、謝罪し、誤交付した患者 B 氏の書類を回収し、改めて患者 A 氏の書類にサインをいただいた。
 - ・主治医から患者 B 氏あて電話にて謝罪し、了承を得た。
- （※患者 A 氏の書類は、患者 B 氏には交付されていない。）

3 誤交付の原因

- ・主治医が書類を患者に手交する際、本人確認を怠った。

4 再発防止策

- ・個人情報の取り扱いに関する注意事項等を全職員に通知し、患者への書類手交時の本人確認を徹底する。

【お問い合わせ先】

大阪急性期・総合医療センター 事務局

総務・人事グループ 宇埜、上原

電話 06-6692-1201（代表）